

愛知、昭50不19、昭52.9.10

命 令 書

申立人 日本新聞労働組合連合
同 新聞労連中部経済新聞労働組合
同 X₁、X₂、X₃、X₄、X₅、X₆、X₇、X₈、X₉、X₁₀、X₁₁、X₁₂、
X₁₃、X₁₄、X₁₅、X₁₆、X₁₇、X₁₈、X₁₉、X₂₀、X₂₁、X₂₂、X₂₃、X₂₄、
X₂₅、X₂₆、X₂₇、X₂₈、X₂₉
被申立人 株式会社 中部経済新聞社

主 文

- 1 被申立人株式会社中部経済新聞社は、昭和49年10月1日付で、申立人X₃及び同X₅を主任に、同X₇、同X₁₃及び同X₁₂を課長に、同X₁₅、同X₁₉、同X₂₄、同X₂₆、同X₂₅及び同X₂₉を部次長に、また、昭和50年4月1日付で、申立人X₂を主任に、同X₆を課長にそれぞれ昇格させ、同人らに対し、昇格に伴って支払うべき役付手当と支払済役付手当との差額を速やかに支払わなければならない。
- 2 被申立人株式会社中部経済新聞社は、昭和49年10月1日付で、申立人X₂₇及び同X₂₈を部長待遇に、また昭和50年4月1日付で、申立人X₂₄、同X₂₆、同X₂₅及び同X₂₉を部長待遇にそれぞれ昇格させ、同人らに対し、昇格に伴って支払うべき本俸及び役付手当と支払済本俸及び役付手当との差額を速やかに支払わなければならない。
- 3 被申立人株式会社中部経済新聞社は、申立人新聞労連中部経済新聞労働組合の組合員に対し、同組合の組合員であること及び正当な組合活動を行ったことを理由に、昇格上の差別扱いをすることによって、申立人新聞労連中部経済新聞労働組合の運営に支配介入してはならない。

4 被申立人株式会社中部経済新聞社は、申立人日本新聞労働組合連合及び同新聞労連中部経済新聞労働組合に対し、下記誓約書を本命令書交付の日から7日以内に手交しなければならない。

記

誓 約 書

株式会社中部経済新聞社は、職分の昇格に関し、新聞労連中部経済新聞労働組合の組合員を不当に差別し、もって同組合の運営に支配介入したことを陳謝し、今後、このような行為を繰り返さないことを誓約します。

昭和 年 月 日

日本新聞労働組合連合

中央執行委員長 A₁ 殿

新聞労連中部経済新聞労働組合

執行委員長 X₁₈ 殿

株式会社中部経済新聞社

代表取締役 B₁

5 申立人らのその余の申立ては棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

(1) 申立人日本新聞労働組合連合（以下「新聞労連」という。）は、全国の新聞及びこれに関連する産業の労働組合をもって組織された連合団体であり、昭和52年7月現在の組合員は約43,000人である。

(2) 申立人新聞労連中部経済新聞労働組合（以下「組合」という。）は、昭和22年被申立人株式会社中部経済新聞社の従業員をもって組織された労働組合であり、昭和52年3月1日現在の組合員は82人である。

なお、組合は昭和43年7月新聞労連に加盟している。

(3) 申立人 X₁、同 X₂、同 X₃、同 X₄、同 X₅、同 X₆、同 X₇、同 X₈、同 X₉、同 X₁₀、同 X₁₁、同 X₁₂、同 X₁₃、同 X₁₄、同 X₁₅、同 X₁₆、同 X₁₇、同 X₁₈、同 X₁₉、同 X₂₀、同 X₂₁、同 X₂₂、同 X₂₃、同 X₂₄、同 X₂₅、同 X₂₆、同 X₂₇、同 X₂₈及び同 X₂₉（以下「X₁」、「X₂」、「X₃」、「X₄」、「X₅」、「X₆」、「X₇」、「X₈」、「X₉」、「X₁₀」、「X₁₁」、「X₁₂」、「X₁₃」、「X₁₄」、「X₁₅」、「X₁₆」、「X₁₇」、「X₁₈」、「X₁₉」、「X₂₀」、「X₂₁」、「X₂₂」、「X₂₃」、「X₂₄」、「X₂₅」、「X₂₆」、「X₂₇」、「X₂₈」、「X₂₉」という。）は、いずれも組合の組合員であり、同人らの入社時期並びに申立時における所属及び職分は表 1 のとおりである。

なお、昭和51年10月 1 日付で X₂及び X₃が主任に、X₆が課長代理に、X₄、X₉及び X₁₅が部次長にそれぞれ昇格している。

表 1

申立人	入社時期	所 属	職 分
X ₁	昭和46年	工務本部印刷部	社 員
X ₂	44	尾張支社	〃
X ₃	43	工務本部写真製版部	〃
X ₄	38	編集本部経済部	主 任
X ₅	38	ビル管理室警備課	〃
X ₆	37	〃 設備課	〃
X ₇	36	東京本部編集部	〃
X ₈	36	編集本部経済部	課 長
X ₉	36	小牧支局	支局長（課長待遇）
X ₁₀	36	営業本部業務部	課 長
X ₁₁	36	東京本部編集部	〃
X ₁₂	35	ビル管理室警備課	主 任
X ₁₃	35	〃	〃
X ₁₄	35	工務本部発送部	課 長
X ₁₅	34	編集本部経済部	〃

X ₁₆	34	岐阜支社	支社次長（部次長待遇）
X ₁₇	34	半田支局	支局長（　　〃　　）
X ₁₈	33	編集本部校閲部	部次長
X ₁₉	33	編集本部整理部	部次長
X ₂₀	33	営業本部業務部	〃
X ₂₁	33	尾張支社	〃
X ₂₂	32	静岡支局	支局長（部次長待遇）
X ₂₃	31	四日市支局	〃
X ₂₄	30	長野支局	支局長（課長待遇）
X ₂₅	28	管理本部自動車課	課長
X ₂₆	28	工務本部印刷部	〃
X ₂₇	28	ビル管理室管理部	部次長
X ₂₈	28	編集本部整理部	〃
X ₂₉	28	東京本部編集部	〃

(4) 被申立人株式会社中部経済新聞社（以下「会社」という。）は、肩書地（編注、名古屋市）に本社を置き、東京及び大阪に本部を、岐阜、津、一宮、岡崎及び浜松に支社を、中部地方各地に支局を設け、経済関係の日刊新聞の発行及び受託印刷並びに不動産事業を営む資本金 2 億円の株式会社であり、昭和52年 3 月 1 日現在の従業員は227人である。

(5) 会社の従業員で組織される労働組合は、組合のほかに昭和43年 5 月 6 日に結成された中部経済新聞社新労働組合（以下「新労」という。）があり、昭和52年 3 月 1 日現在の組合員は94人である。

2 労使関係

(1) 昭和43年の春闘で、会社は、昇給の一部につき考課査定を導入すること及び会社警備の下請化を提案し、組合は、この提案に対してストライキを含む反対闘争を行い、春闘は紛糾した。春闘最中の 5 月 6 日に新労が結成されたこともあり、組合は、考課

査定の導入及び夜間の会社警備の下請化を認め、昭和43年5月30日春闘は終了した。

なお、会社は、新労結成と同時に、組合に対して労働協約を破棄する旨の通告をしている。

- (2) 新労結成後、組合と会社の間、昭和43年に組合の元執行委員長A₂の金沢支局への配置転換（以下「配転」という。）事件（愛労委昭和43年（不）第4号）及び賃金差別事件（愛労委昭和43年（不）第5号）が、昭和45年に組合の元副執行委員長X₈の半田支局への配転事件（愛労委昭和45年（不）第3号）及び脱退勧誘事件（愛労委昭和45年（不）第5号）が、昭和48年に新労への特別繁忙手当支給事件（愛労委昭和48年（不）第17号）並びに昇給及び昇格差別事件（愛労委昭和48年（不）第18号）が、昭和49年7月に会社の一方向的な協定（昭和44年5月1日付協定及び昭和47年12月6日付協定）の破棄通告問題等が起こっている。

3 職分の昇格

- (1) 会社の従業員の地位に関しては「身分」と「職分」がある。身分は、学歴及び勤続年数に応じて自動的に昇進することになっており、副主事以上から身分手当が支給されている。職分には、主任、課長（支局長）、部次長、部長（支社長）、副本部長及び本部長（昭和51年7月10日以後は局次長及び局長。）の6段階並びにそれぞれの同等職として「待遇」、「代理」及び「職」があり、これらには表2のとおり役付手当が支給されている。そして、役付手当は、職務給、時間外手当、夏季一時金及び冬季一時金の算定基礎となっている。

表 2

(単位 円)

職分 \ 号俸	1	2	3	4	5
主任	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000
課長	3,500	4,500	5,500	6,500	7,500
部次長	5,500	7,000	8,500	10,000	11,500
部長	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000
副本部長	20,000	25,000	30,000	35,000	40,000
本部長	30,000	35,000	40,000	45,000	50,000

(昭和48年10月1日施行)

なお、役付手当の適用については、職分の昇格（以下「昇格」という。）の場合には前職分の手当額を下まわらない号俸が、また、同一職分で長期間にわたり同一号俸が支給されている場合には所属部長及び本部長が必要と認めたときに、本部長で構成する人事委員会の決定によって上位の号俸が支給される。

- (2) 昇格は、原則として毎年4月1日付及び10月1日付で発令される。部次長以下に関する昇格の稟申権は部長にあり、稟申書は、各部長から所属本部長の承認を得て人事委員会へ提出され、昇格はここで決定される。そして、役員会の承認を得ているが、これまでに人事委員会の決定内容が役員会で問題となったことはない。

なお、部長待遇及び部長職には稟申権がなく、部長代理については部下のある場合のみ稟申権がある。また、部長及び部長同等職以上の昇格は、役員会で決定される。

- (3) 従来、会社には昇格に関する基準及び部次長以下の定員の定めがなく、各部長が部下の仕事ぶりをみて適当に稟申していた関係もあって、役職者は、表3のとおり多くなった。

表3

(単位 人)

年月 職分	昭和 42.6	44.9	45.6	46.9	47.8	48.11	49.9	50.7
副 本 部 長 以 上	8	11(2)	7(2)	7(1)	12(1)	15	17(4)	14(3)
部 長	15	17(1)	19(5)	24(5)	24(9)	35(6)	34(13)	37(16)
部 次 長	17	21	14	18	29	34	39(8)	42(5)
課 長	40	39	46	46	36	41	43(1)	35(1)
主 任	27	29	41	40	49	45	51	50
社 員	180	161	178	196	185	167	127	95

注 () は内数で同等職を示す。

そこで、会社は、昇格に関する基準を作成し、昭和49年3月25日組合との団体交渉(以下「団交」という。)で同年4月1日付の人事案とともに次のような昇格基準を明らかにした。

(昇格基準)

主 任 社員になってから5年

課 長 主任になってから3年

部次長 課長になってから3年

部 長 部次長になってから3年

しかし、これ以後の昇格についてもこの基準は守られていない。また、昇格に関しては従来から学歴による差別はない。

なお、昭和49年10月1日現在(以下「10月現在」という。)及び昭和50年4月1日現在(以下「4月現在」という。)の入社年別役職者の分布状況は、表4及び表5のとおりである。

表 4

昭和49年10月1日現在（単位 人）

入社年	社 員	主 任	課 長	部次長	部 長	副本部 長以上	申立人（職分）
44	4	2	1				X ₂ （社員）
43	1	7		1			X ₃ （社員）
41		2					
40	2						
39		1					
38	3	6	3		1		X ₅ （社員） X ₄ （主任）
37	2	7	2	2	1		X ₆ （主任）
36	3	4	8	6			X ₇ （主任） X ₁₀ 、 X ₁₁ 、 X ₉ 、 X ₈ （課長）
35		6	7	2	1		X ₁₃ 、 X ₁₂ （主任） X ₁₄ （課長）
34		1	2	6	2		X ₁₅ （課長） X ₁₇ 、 X ₁₆ （部次長）
33			2	3	3		X ₁₉ （課長） X ₁₈ 、 X ₂₀ 、 X ₂₁ （部次長）
32	1	1		2	2		X ₂₂ （部次長）
31			2	2	2	1	X ₂₃ （部次長）
30			2	1	1	2	X ₂₄ （課長）
29			1	1	5		
28		2	5	9	10	8	X ₂₆ 、 X ₂₅ （課長） X ₂₇ 、 X ₂₈ （部次長）
27				2	1		
26			1		2	2	X ₂₉ （課長）
25						1	
23					3		
22						1	

注 人数には同等職を含む。

表5

昭和50年4月1日現在（単位 人）

入社年	社 員	主 任	課 長	部次長	部 長	副本部 長以上	申立人（職分）
46	14	6	2				X ₁ （社員）
45	11	2	2				
44	1	5	1				X ₂ （社員）
43	1	7		1			X ₃ （社員）
41			2				
40	1						
39		1					
38	1	7	3	1	1		X ₅ （主任） X ₄ （主任）
37	2	4	5	1	2		X ₆ （主任）
36	2	4	8	7			X ₇ （主任） X ₁₀ 、 X ₁₁ 、 X ₉ 、 X ₈ （課長）
35		6	3	6	1		X ₁₃ 、 X ₁₂ （主任） X ₁₄ （課長）
34		1	2	5	3		X ₁₅ （課長） X ₁₇ 、 X ₁₆ （部次長）
33			1	4	2	1	X ₁₉ （部次長） X ₁₈ 、 X ₂₀ 、 X ₂₁ （部次長）
32		2		2	2		X ₂₂ （部次長）
31			1	3	2	1	X ₂₃ （部次長）
30			2		2	2	X ₂₄ （課長）
29			1	1	4		
28		2	4	9	11	8	X ₂₆ 、 X ₂₅ （課長） X ₂₇ 、 X ₂₈ （部次長）
27				2	1		
26				1	2	2	X ₂₉ （部次長）
25						1	
23					3		
22						1	

注 人数には同等職を含む。

(4) 昭和50年7月1日現在の職員名簿によると、会社の本社組織は、3室、7本部、19部、12課、1係となっており、それぞれに職制を配置している。そして、同名簿によると、各部に部長が1人ずつ配置されているほか、4本部には部長以外に本部付として1～3人の部長待遇及び部長職が配置（実際には各部に配置され、部長の指揮に従っている。）されており、更に部長の下に部長代理及び部長職の部次長が配置されている部並びに部長待遇の課長を配置している課も認められる。また、19部のうち業務部、整理部、組版部、機工部及び印刷部の5部に3～5人の部次長が、業務部、経済部、組版部及び機工部の4部に3～4人の課長がそれぞれ配置されている反面、内務部、庶務部、経済部、市場部、機報部及び事務部の6部に部次長が配置されておらず、また、管理部、庶務部、商工部、整理部及び機報部の7部並びに内務課に課長が配置されていない。

4 職務上の権限

(1) 会社には本部長以下の権限を定めた業務規程があるが、規程が改廃されても当該条文の改訂が行われておらず、改廃部分は慣行により運用されているのが実状である。そして、部次長以下については昇格しても実際の担当業務に変化がなく、部長についても通常必要経費を予算の範囲内で執行しているほか、業務部では、部次長以下がチーム編成されているのに対し部長は単独で業務に従事しているが、整理部及び校閲部では、部長も日常のローテーションに組み込まれている。

なお、部長同等職が部長と同一権限を有することについては、会社の規程に成文がなく、慣行上も認められない。

(2) 部長及び部長同等職と部次長以下の相違点は、部長に部次長以下の昇格に関する稟申権があること、部長及び部長同等職に部長会への出席権があること、部長及び部長同等職への昇格が役員会の決定事項となっていること並びに部長及び部長同等職の賃金体系が部次長以下のそれとは別体系になっている。

なお、部長会では、労働組合との交渉事項についての相談を含めた連絡事項、営業上の係数、新聞代の値上げ及び広告単価の値上げ等が議題となる。また、賃金体系に

については、部次長以下の本俸が労働組合との協定によって改定されるのに対して、部長及び部長同等職以上の本俸は各職分ごとに号俸制が敷かれており、物価等の動向を勘案したうえ改定される。また、部長及び部長同等職以上には時間外手当が支給されていない。

5 差別是正に対する組合の取組

- (1) 昭和47年12月6日X₈の配転問題が全面解決（昭和47年9月1日付でX₈は原職に復帰。）したのを機会に、会社は、X₈及び組合の組合員に対する差別を撤回して今後一切の差別扱いをしない旨の協定を組合と結び、更に、同月14日の団交において、前記協定に基づく組合員の差別是正を昭和48年春闘前に行うことを確認した。そして、組合は、昭和48年4月12日組合員20人の賃金差別の是正要求を行ったが、同春闘で是正されなかった。

そこで、同月28日B₂労務課長（当時）及び組合のX₁₈書記長（当時）は、団交での合意に基づき、前記協定に基づく差別是正については継続協議する旨の「解決案」を作成した。

- (2) 昭和48年9月18日組合は、昇格の是正要求の第1次分として、同年10月1日付で33人を昇格させ、かつ、役付手当の差額を昭和43年4月にそ及して支払うよう会社に要求した。しかし、会社は、昇格に関する事項は団交事項となり得ないものであるとして団交を拒否していたが、同年10月1日付で33人中10人についての昇格を発令した。
- (3) 昭和48年10月3日の団交で、組合が昇格及び賃金に関する差別是正をとりあげて、会社に解決を迫ったところ、会社は、これらの問題は団交になじまないので回答する気になれず、以後この問題に関する団交には応じない旨の発言をしたため、団交は物別れに終わった。そこで、組合は、同月26日当委員会に対して、賃金及び昇格差別の是正を求める救済申立て（愛労委昭和48年（不）第18号）を行った。昭和50年3月7日当委員会は、一部救済の命令を発したところ、会社はこの命令を履行したが、組合は、救済が不十分であるとして同月20日中央労働委員会に再審査の申立てをした（中労委昭和50年（不再）第26号＝現在係属中）。

そして、その後も組合が、会社に対して昇格差別の是正を要求し続けた結果、部分的に是正されたが、申立人らは、是正が不十分であるとして、昭和50年9月30日本件を申立てた。

- (4) 従来、組合は、部長を非組合員としていたところ、昭和50年4月に組合の組合員であるA₃が経済部長に発令（昭和51年1月部次長に降格された。）された。そこで、同月24日組合は、拡大執行委員会（執行委員と代表委員が参加）を開き、秘書課、総務課及び労務課等を所管する管理本部以外の各部長についても組合員資格があるものと決定し、更に、この決定を全員集會に諮り了承を得た。

6 申立人らの勤務状況及び組合活動

(1) X₁

勤務状況

X₁は、昭和46年オフセット印刷の経験者として入社し、入社以後仕事上の失敗や欠勤もなく勤務している。

組合活動

昭和46年12月ころから印刷部では、受託印刷を消化するために時間外勤務のほかに、日勤者は午前5時から、夜勤者は午前2時からアルバイトの名目で勤務していた。組合はこのアルバイトに反対しており、これに賛同してX₁は、昭和48年組合に加入し、同年年末に組合指令に基づきアルバイトを拒否した。また、昭和50年7月B₃常務（当時）が印刷部員一人一人を呼出して、会社の系列会社である中経高速印刷株式会社への出向を説得したとき、X₁はこれを拒否した。

なお、明確にこの出向を拒否したのは、X₁だけであった。

(2) X₂

勤務状況

X₂は、昭和44年4月に入社し、昭和47年5月から尾張支社勤務となり、毛織物業界を中心に取材活動を行い、昭和47年及び同48年に努力賞を受賞している。表彰制度廃止後も、昭和48年後半から同50年後半にかけ賞に値する多数の特ダネを取材してい

る。

組合活動

昭和48年8月～49年7月 執行委員

昭和49年12月～50年7月 副書記長

X₂は、執行委員となる以前からも団交に出席して、積極的に発言し、大声を出したり、机をたたいたりしたこともあった。そして、昭和49年及び同50年春闘ではB₄前社長に団交への出席を要請する「社長宅訪問」の責任者となり、数十回にわたる朝、昼及び夜の闘争スケジュールを組み、全組合員を2回以上にわたり「社長宅訪問」に参加させる一方、B₄前社長宅付近でビラ張りを行った。

(3) X₃

勤務状況

X₃は、昭和43年入社以来写真製版部で写植及び新聞紙面の写真撮りに従事している。そして、終業後は午前0時まで食堂でアルバイトをしており、このため居眠りをして上司から年に1～2回注意を受けたことがあるが、居眠りをしたことによって仕事上支障を来したことはない。また、欠勤もない。

組合活動

昭和46～47年度 職場委員

新労結成後、X₃の勤務する写真製版部では、組合からの脱退者や退職者が増加し、昭和46年には職場における組合の組合員はX₃1人となった。しかし、この後も、X₃は、組合にとどまり、職場の新入社員に働き掛けて5人の組合員を獲得したほか、組合からの指令に従って積極的に組合活動を行っている。

(4) X₄

勤務状況

X₄は、昭和39年以来経済部に勤務し、金融業界、自動車業界及び鉄鋼業界並びに通産局、商工会議所、国税局及び財務局の各記者クラブ詰め記者として勤務している。また、昭和39年には編集局長賞を2回受賞し、昭和47年には主任でありながらデスク

体制の一翼を担当した。

組合活動

X₈配転問題後、X₄は、職場委員及び執行委員を歴任し、また、オルグ活動にも積極的に参加して「社長宅訪問」の責任者をも務めた。

(5) X₅、X₁₂、X₁₃、X₂₇

勤務状況

X₅、X₁₂及びX₁₃（以下「X₅ら」という。）は、入社以降、X₂₇は、昭和40年3月以降それぞれ警備課が廃止（昭和51年4月）されるまで警備課に勤務し、中経ビル及び第2中経ビルの警備に従事してきた。X₅らは、過去に1回だけ泥棒に入れ、上司から口頭で注意を受けた以外は事故がない。

組合活動

昭和43～44年度 執行委員（X₁₃） 昭和47年度 執行委員（X₂₇）

昭和45年度 職場代表委員（X₅） 昭和48年度 職場代表委員（X₅）

昭和46年度 職場代表委員（X₂₇） 昭和49年度 執行委員（X₁₂）

X₂₇及びX₅らは、昭和43年に警備職場の下請化が問題になったとき、組合とともに下請化に反対した。このとき、会社は、警備職場の下請化に反対する理由及び配転先の希望を書面で提出するように指示したが、X₂₇及びX₅らは、これを拒否した。

X₂₇は、昭和40年3月受託印刷に伴う労働強化の緩和を要求したところ、発送課課長心得から警備課主任に降格配転された。また、昭和49年3月当時の管理室長から組合を脱退すれば課長に昇格させる旨の話があったが、これを拒否した。

(6) X₆

勤務状況

X₆は、入社以来14年間無欠勤で勤務し、中経ビル及び第2中経ビルの電気設備、空調衛生及びビル設備全般の維持管理に従事している。現在設備課に6人いるが、主任技術者の資格を有しているのはX₆を含めて3人である。

組合活動

昭和45年度 執行委員 昭和49年度 職場代表委員

昭和43年警備職場の下請化が問題になったとき、同じビルの維持管理に従事しているX₆らは、危機感を強め、警備課員と共闘を組んで下請化に反対した。そして、X₆は、明け番などを利用して積極的に組合のビラ配りやデモに参加した。

(7) X₇

勤務状況

X₇は、入社以来東京証券取引所の兜クラブ詰め記者として勤務する一方、広告原稿も書き、営業面にも協力している。

昭和46年12月に努力賞を受賞している。

組合活動

昭和45年度 職場代表委員

昭和46～48年度 執行委員

昭和51年度 職場代表委員

東京本部ではX₇が中心となって、住宅手当及び交通費等の増額要求を行い、一部改善された。また、X₇が執行委員になってから、闘争中は、組合の要求を書いたビラを職場内に張ることを指導した。

(8) X₈

勤務状況

X₈は、経済部に所属して中部電力及び名古屋港の記者クラブ詰め記者として勤務し、エネルギー及び港湾関係の取材をしている。特に、昭和50年には、X₈が中心となって戦後30年の中部財界の歩みをまとめた40回にわたる連載ものを企画編集した。

組合活動

昭和40～41年度 執行委員

昭和42年度 副書記長

昭和43～44年度 副執行委員長

X₈は、執行委員として、昭和40年に「要求して自力でかちとる」を標語に闘争を

強化し、同年8月配転に関する協定の締結に参画し、昭和41年にはストライキ権の確立とともに街頭デモを、副委員長として昭和43年春闘にはストライキをそれぞれ指導するとともに弾圧対策部長としても活動した。また、昭和45年X₈の配転問題が発生したとき、組合及びX₈は、この配転に反対して、当委員会に救済申立てをするとともに、長期の指名ストライキで会社に対抗した。

(9) X₉

勤務状況

X₉は、昭和47年沖縄の本土復帰直前に、自費で沖縄に取材し、「復帰前の沖縄経済」のタイトルで7回にわたる連載レポートを書き、特別賞を受賞したほか、これまでも多数の賞を受けている。

組合活動

昭和42年1月～48年7月 執行委員

昭和43年8月～48年7月 新聞労連東海地連常任委員

昭和48年8月～49年7月 新聞労連東海地連副書記長

X₉は、昭和43年の組合分裂に際して各組合員宅を訪問し、組合にとどまるように説得した。また、昭和45年の脱退勧誘事件（愛労委昭和45年（不）第5号）でも連日組合員の家庭訪問を行う一方、団交では激しい口調で会社に抗議し、昭和46年のX₈配転反対闘争では社外オルグのリーダーとして活動した。更に、昭和49年に組合の特別執行委員となり、新聞労連東海地連副書記長に就任し、マスコミ関係の労働組合に組合の支援を要請する等の活動を続けた。

(10) X₁₀

勤務状況

X₁₀は、入社以来一貫して営業業務に従事し、努力賞を受賞している。

組合活動

昭和43～44年度 執行委員、新聞労連東海地連常任委員

昭和45～46年度 副書記長

昭和48～50年度 執行委員

昭和43年組合がストライキを行ったとき、X₁₀は、青年行動隊長及び統制委員として活動したため、会社から懲戒処分権を留保する旨の通知を受けた。

(11) X₁₁

勤務状況

X₁₁は、東京本部編集部に所属して、通産省、環境庁及び日本商工会議所等の記者クラブ詰め記者として勤務し、昭和44年以降4～5回努力賞及び本部長賞を受賞している。

組合活動

昭和42～43年度 職場代表委員

昭和49～50年度 執行委員

昭和51年度 執行委員、新聞労連東京地連常任委員

X₁₁は、組合分裂後大衆団交やビラ配りに参加し、昭和44年に東京本部へ配転されてからも組合役員をバックアップして、新聞労連の大会や他組合の大会等にも参加している。

(12) X₁₄

勤務状況

X₁₄は、入社以来発送業務に従事しており、現場の責任者が不在のときは代行している。特に仕事上はミスもない。

組合活動

昭和45年度 職場代表委員

X₁₄は、X₈配転事件（愛労委昭和45年（不）第3号）及び脱退勧誘事件（愛労委昭和45年（不）第5号）に関する朝のビラ配りには何回も参加し、また、職場でただ一人の組合の組合員となったときも、組合員の獲得に努力し、発送部員8人のうち5人が組合の組合員となっている。

(13) X₁₅

勤務状況

X₁₅は、昭和41年10月29歳で四日市支局長（課長同等職）となったが、昭和42年5月本社通信部へ配転されたとき、本社の編集本部に若い課長がないという理由で社員に降格（賃金は保障された。）された。通信部では、部次長がデスクを担当していたが、このほかに、日曜日担当のデスクが4人おり、X₁₅はこのうちの一人となった。しかし、X₁₅を除く3人はすべて役職者であった。現在、X₁₅は、経済部課長であるが、デスクを担当（本来部次長が担当する。）すると同時に、外勤記者として機械業界を担当する一方、通産局関係のキャップも務めている。

組合活動

昭和46年度 職場委員 昭和48年度 副執行委員長
昭和47年度 執行委員 昭和49年度 書記長

X₁₅は、昭和46～49年度まで組合の役員を務め、活発に組合活動を行ってきた。特に外勤記者でありながら、書記長をやりとげたのはX₁₅が初めてであるが、このことによる仕事上のミス等はなかった。

(14) X₁₆

勤務状況

X₁₆は、入社以来編集関係のほとんどの部署を経験し、特に、編集部門で重要な証券面を6年間担当した。現在は岐阜支社次長として編集関係の責任者となり、また、営業関係にも直接携わっている。

組合活動

昭和43年度 職場代表委員 昭和49～50年度 職場代表委員
昭和45年度 執行委員 昭和51年度 執行委員

X₁₆は、昭和43年の組合分裂に際し、職場の同僚であり、組合の副執行委員長であったX₈に協力し、昭和45年に発生したX₈配転事件では執行委員として活動した。

(15) X₁₇

勤務状況

X₁₇は、昭和39年初代の半田支局長として赴任し、当時のB₄社長からX₁₇を見習えと評価され（組合分裂のころまで）、また、営業面にも力を注ぎ、昭和48年の4～9月期は一人支局で最高の成績をあげた。

組合活動

昭和40年度 執行委員 昭和44～45年度 新聞労連中央執行委員

昭和42年度 副執行委員 昭和49年度以降 副執行委員長

昭和43～48年度 執行委員長

X₁₇は、昭和40年に組合の執行委員となり、以後組合の指導者として活動している。特に、6年間にわたり執行委員長を務め、また、当委員会及び中央労働委員会に係属した事件に直接携わっている。

なお、X₁₇は、X₂₄とともに、昭和51年3月5日付で配転命令拒否を理由に解雇され、当委員会は、この解雇につき、昭和51年9月22日救済命令を発した（愛労委昭和51年（不）第2・3号－1）ところ、会社は、名古屋地方裁判所に救済命令取消の訴（名古屋地方裁判所昭和51年（行ウ）第44号）を提起し、同事件は、現在同裁判所に係属中である。

(16) X₁₈

勤務状況

X₁₈は、校閲部の中心的な存在であり、部長及び部員に対する仕事上の指導をし、ローテーションを組み、更には最終校閲を担当している。そして、B₅前労務担当も団交で、X₁₈が組合の執行委員長でなかったならば校閲部長に昇格していた旨の発言をしている。

組合活動

昭和40～41年度 執行委員

昭和42～43年度 書記長

昭和45～48年度 書記長、新聞労連代議員

昭和49年度以降 執行委員長、新聞労連中央委員

X₁₈は、昭和43年には組合初めてのストライキ闘争、警備職場の全面下請反対闘争及びA₂元執行委員長の配転反対闘争に、同45年にはX₈の配転反対闘争及び脱退勧誘事件（愛労委昭和45年（不）第3号）闘争に、同46年には鉛中毒予防闘争及び労働基準監督署の会社立入検査要求に、同47年にはX₈の原職復帰に関する会社との交渉に、同48年には特別繁忙手当支給並びに賃金及び昇格差別事件（愛労委昭和48年（不）第17・18号＝現在中央労働委員会に再審査事件として係属中）の地労委及び中労委闘争に、同51年にはX₁₇及びX₂₄の配転及び解雇撤回闘争等にそれぞれ書記長又は執行委員長として直接関与し、組合員を指導してきた。

(17) X₁₉

勤務状況

X₁₉は、入社以来整理部に勤務し、昭和48年から課長でありながら整理デスクを務め、部員の指導も行っている。

組合活動

X₁₉は、組合役員を経験していないが、組合の指令を守りデモ等に積極的に参加している。

(18) X₂₀

勤務状況

X₂₀は、現在、本社の業務部に籍を置いたまま三重支社で広告業務に従事している。本来、X₂₀の仕事は広告業務であるが、得意先にタイムリーなニュースがある場合には取材をし、送稿している。

組合活動

X₂₀は、仕事の関係から地方めぐりが多いため、これまで組合役員の実験がないが、組合大会等に積極的に参加している。

(19) X₂₁

勤務状況

X₂₁は、入社以来編集関係の業務に携わり、名古屋市政、愛知県政、名古屋商工会

議所等の各行政及び経済関係のクラブ詰め記者として勤務し、現在は尾張支社次長兼瀬戸支局長として勤務している。

組合活動

X₂₁は、組合活動に関心をもち、内勤時代から職場代表委員及び執行委員をそれぞれ数期歴任している。特に、昭和43年の組合分裂時には執行委員として情宣部長を務めた。また、昭和43年9月執行委員の任期中に四日市支局に配転され、昭和47年に三重支社長の後任として内示を受けたが、組合からの脱退を要求されたため、これを拒否した。

(20) X₂₂

勤務状況

X₂₂は、入社以来整理部に勤務していたが、昭和37年共同通信社の送稿方法が機械化されたのに対応して、整理部に機報課が設けられたとき、この初代課長となって受信体制を確立した。その後、地方部のデスクを経て昭和46年に静岡支局長となったが、この間に編集本部長賞を受賞している。

組合活動

X₂₂は、本社勤務当時に職場代表委員を経験し、更に、組合大会では度々議長に選出されている。また、脱退勧誘を受けたときには、「一企業一組合」の信念のもとにこれを拒否している。

(21) X₂₃

勤務状況

X₂₃は、販売部在勤中は業界に直接働き掛け、業界として組織的に講読してもらうことに成功して、努力賞を2回受賞し、建設部在勤中には中経ビルの入居者の勧誘を軌道にのせ、事業部在勤中にはスキー学校の開設を企画し、また、「交通と観光展」のチーフ等を務め、校閲部在勤中には新規事業の企画を依頼されて「レーシングカーショー」を企画した。そして、四日市支局長となつてからは多数の特ダネを取材し、一方では、広告収入の増加にも努力して販売部から奨励金を受けている。

組合活動

昭和39年度 執行委員

昭和40～43年度 経営協議会組合側委員、同幹事

昭和49年度 執行委員

X₂₃は昭和40年6月編集記者の異職種配転反対闘争では、経営協議会幹事として会社に白紙撤回を迫り、同45年春闘では、X₈配転反対闘争に関する会社玄関前でのピケ及びB₄前社長宅包囲デモの先導者として、同49年のX₂₄長野支局長の配転反対闘争では、執行委員としてそれぞれ積極的に参加している。

(22) X₂₄

勤務状況

X₂₄は、長野支局長として勤務し、出稿量も多く、昭和41年及び同42年に編集局長賞を受賞しており、また、東海地方と長野を結びつける観点から新しい企画を立て記事を書いている。これを顕著に表すものとして「知られざる信濃路」がある。

組合活動

X₂₄は、重要な集会及び団交等には長野から度々名古屋へ出向き出席している。

なお、X₂₄は、X₁₇とともに、昭和51年3月5日付で配転命令拒否を理由に解雇され、当委員会は、この解雇につき昭和51年9月22日救済命令を發した(愛労委昭和51年(不)第2・3号-1)ところ、会社は、名古屋地方裁判所に救済命令取消の訴(名古屋地方裁判所昭和51年(行ウ)第44号)を提起し、同事件は、現在同裁判所に係属中である。

(23) X₂₅

勤務状況

X₂₅は、入社以来大部分を自動車課で運転手として勤務するかたわら、広告取りに協力して3回受賞している。昭和51年自動車課が廃止されたため校閲部に配転された。

組合活動

昭和43年度 職場代表委員

X₂₅は、昭和45年のX₈配転反対闘争では、職場でただ一人の組合の組合員として街頭でのビラ配り、抗議集会及び地労委闘争に参加した。また、昭和45年ころ当時の経済部次長から、更に、昭和47年及び同49年に当時の労務担当取締役からそれぞれ脱退勧誘を受けたが、いずれもこれを拒否した。

(24) X₂₆

勤務状況

X₂₆は、入社以来印刷関係の業務に従事し、昭和42年5月会社の推薦により名古屋西ロータリークラブから優良社員として表彰され、現在輪転機の機長を務めている。

組合活動

昭和43～44年度 職場代表委員

昭和45年度下期 執行委員

昭和47年度 職場代表委員

X₂₆は、昭和45年受託印刷及び中京スポーツの増ページに伴う労働強化に反対して、職場委員として作業拒否闘争を指導し、昭和49～50年に発生した中経高速印刷への出向問題については、職場要求の作成及び職場交渉の中心となって活動した。また、昭和45年4月8日部長から脱退勧誘を受けたが、これを拒否した。

(25) X₂₈

勤務状況

X₂₈は、昭和47年から整理部に勤務し、文化及びくらし欄のデスクを経て、一面の担当整理者として勤務している。

組合活動

X₂₈は、組合役員を経験していないが、組合の集会やビラ配り等には参加している。また、昭和46年市場部の部長から脱退勧誘を受けたがこれを拒否し、昭和47年市場部から整理部へ配転された。そして、1か月後に、会社から市場部の部長に昇格させるから市場部に戻って欲しい旨の話があったときもこれを拒否している。

(26) X₂₉

勤務状況

X₂₉は、昭和39年以来東京証券取引所の兜クラブ詰め記者として勤務し、現在は同クラブのキャップとして後輩の指導にあたっており、また、広告特集の記事も書いている。

組合活動

昭和49～50年度 職場代表委員

X₂₉は、昭和45年に脱退勧誘を受けたがこれを拒否するとともに、脱退勧誘事件（愛労委昭和45年（不）第5号）で証言し、また、X₈配転問題等の中央労働委員会の審問及び新聞労連東京地連の集会やデモに参加している。

第2 判断及び法律上の根拠

1 昇格差別

申立人らは、職分には定員がなく、昇格しても実際の業務内容に変化もなく、また、総体的に勤続年数が増加するに従って高い職分についており、更に、部の増加によってもまかないきれない部長級の職制層を吸収するために、部長待遇等の部長同等職を乱造していることからしても、会社における職分は年功序列であり、かつ、経済的処遇であると主張し、10月現在で、X₂及びX₃を主任に、X₄、X₅、X₆及びX₇を課長に、X₈、X₉、X₁₀、X₁₁、X₁₂、X₁₃、X₁₄及びX₁₅を部次長に、X₁₆、X₁₇、X₁₈、X₁₉、X₂₀、X₂₁、X₂₂、X₂₃、X₂₄、X₂₅、X₂₆、X₂₇、X₂₈及びX₂₉を部長待遇に、また、4月現在で、X₁を主任に、X₅を部次長にそれぞれ昇格させるよう求めている。これに対して、会社は、昇格しても実際の業務に変化のない部署もあるが、これは限られた部署であって、他の部署においては明確な職階制が確立しているのであって、職分は職制上の階級であり、賃金上の待遇でない。そして、対外的な交渉及び折衝を業務とする部署、あるいは新規開発部門及び拡充部門に配置された者の昇格が早いのは企業運営上やむを得ないのであって、昇格の基礎的な1要素である勤続年数の比較だけで差別の有無を判断することは、単に皮相的であるにとどまらず、有機的、効率的、人的組織である企業の運営を無視するものであると主張するので、以下会社における部長待遇以下の職分について判断する。

- (1) 第1、3、(4)で認定したとおり、各部に部長を配置するほか、本部付として部長待遇及び部長職を、また、部長の下に部長代理を配置し、更に、同一部内に複数の部次長及び課長を配置しているほか、部長職の部次長を配置している部並びに部長待遇の課長を配置している課が認められる反面、全く部次長及び課長を配置していない部が散見される。しかるに、会社は、何故にこのような措置をとったかについての理由並びに役職者が業務及び部下をどのような形で分掌しているかについての疎明を全くしていないこと、定員の定めがないこと、役職者にはそれぞれ役付手当が支給されていること、第1、4、(1)で認定したとおり、会社には役職者の権限を定めた業務規程があるけれども、慣行により運用されているのが実状であって、部次長以下については昇格しても実際の業務内容に変化がないこと、部長待遇についても(2)で判断するように、部次長以下との間に差異が認められないこと、更には(3)で判断するように、昇格は、勤続年数を基礎としていることを考え併せると、仮に、部長は管理職であるとしても（各部に部長が一人しかおらず、また、稟申権があることなど、部長待遇とは異なった点がある。）、部長待遇以下の職分は業務上の必要性からというよりも、むしろ賃金上の待遇とみるのが相当であり、会社の主張は理由がない。
- (2) 第1、4、(2)で認定したところから、部長待遇の職務権限として部長会への出席権を認めることができる。しかし、部長会の会議内容は、労働組合との交渉事項についての連絡、新聞代及び広告料の値上げ等の相談事項であるところから、部長待遇は、労働組合法第2条第1号に該当する者とは判断できず、また、実際の業務についても、第1、4、(1)で認定したとおり、部長待遇は、部長と同一権限を有するものとは認められず、部次長以下との間に差異のないことが容易に推認でき、これに反する疎明もない。
- (3) 第1、3、(3)で認定した表4及び表5によれば、勤続年数が長くなれば高い職分についている傾向がみられる。したがって、昇格の実態からみれば、昇格には勤続年数が大きく作用しているものと考えられ、加えて、昇格に関しては学歴による差別がなく、また、昇格基準についても会社が一応の基準を示したものの、これを守っていない

いことからすれば、結局、昇格は、勤続年数を基礎としてなされているものとみるのが相当である。

- (4) 第1、6で認定したとおり、申立人らは、業務遂行上特に失敗したこともなく、また、会社から何ら処分又は注意も受けておらず（X₃、X₂₇及びX₅らを除く。）、かえって、申立人らの中には会社から表彰された者もあり、かなりの業績を上げている者もいると判断される。そして、会社は、申立人らの勤務状況についての主張及び疎明を全く行っていない。かような状況からすれば、申立人らの勤務状態は劣悪であったとみることはできず、むしろ、少なくとも中程度であると判断するのが相当である。

なお、X₃は、勤務中居眠りをして上司から注意を受けているが、このことによって業務に支障を来たしていないのであり、また、X₂₇及びX₅らは、過去に1回だけ泥棒に入られて注意を受けているが、この程度のことでは差別扱いの理由となし得ないものと判断する。

- (5) 第1、3、(3)で認定した表4及び表5により、10月現在及び4月現在における申立人らと同年入社者の昇格状況をみると、以下で判断するとおり、X₂、X₃、X₅、X₇、X₆、X₁₃、X₁₂、X₁₅、X₁₉、X₂₄、X₂₆、X₂₅、X₂₇、X₂₈及びX₂₉（以下「X₂ら15人」という。）は、10月現在又は4月現在でそれぞれ差別扱いを受けているものと認められる。

ア 4月現在、X₁は社員であり、同年入社者の過半数も社員であるところから、X₁は、差別扱いを受けているとは認められない。

なお、X₁は、10月現在での昇格を求めておらず、また、疎明もしていない。

イ 10月現在、X₂は社員であり、同年入社者の過半数も社員であるところから、X₂は、差別扱いを受けているとは認められない。しかし、4月現在、X₂ただ一人が社員であり、同年入社者の全員が主任以上に昇格しているところから、X₂は、差別扱いを受けているものと認められる。

ウ 10月現在及び4月現在、X₃ただ一人が社員であり、同年入社者の全員が主任以上に昇格しているところから、X₃は、差別扱いを受けているものと認められる。

エ 10月現在、X₅は社員であるが、同年入社者の過半数が主任以上に昇格しているところから、X₅は、差別扱いを受けているものと認められる。しかし、主任であるX₄については、同年入社者のうち課長以上に昇格している者が過半数に満たないところから、X₄は、差別扱いを受けているとは認められない。また、4月現在、X₅及びX₄は主任であり、同年入社者の過半数が主任以下であるところから、X₅及びX₄は、差別扱いを受けているとは認められない。

オ 10月現在、X₆は主任であるが、同年入社者のうち課長以上に昇格している者が過半数に満たないところから、X₆は、差別扱いを受けているとは認められない。しかし、4月現在、X₆は主任であるが、同年入社者の過半数が課長以上に昇格しているところから、X₆は、差別扱いを受けているものと認められる。

カ 10月現在、X₇は主任であるが、同年入社者の過半数が課長以上に昇格しているところから、X₇は、差別扱いを受けているものと認められる。しかし、課長であるX₁₀、X₁₁、X₉及びX₈については、同年入社者のうち部次長以上に昇格している者が過半数に満たないところから、X₁₀、X₁₁、X₉及びX₈は、差別扱いを受けているとは認められない。また、4月現在においても10月現在と同様であり、X₇は、差別扱いを受けているものと認められるが、X₁₀、X₁₁、X₉及びX₈は、差別扱いを受けているとは認められない。

キ 10月現在、X₁₃及びX₁₂は主任であるが、同年入社者の過半数が課長以上に昇格しているところから、X₁₃及びX₁₂は、差別扱いを受けているものと認められる。しかし、課長であるX₁₄については、同年入社者のうち部次長以上に昇格している者が過半数に満たないところから、X₁₄は、差別扱いを受けているとは認められない。また、4月現在においても10月現在と同様であり、X₁₃及びX₁₂は、差別扱いを受けているものと認められるが、X₁₄は、差別扱いを受けているとは認められない。

ク 10月現在、X₁₅は課長であるが、同年入社者の過半数が部次長以上に昇格しているところから、X₁₅は、差別扱いを受けているものと認められる。しかし、部次長であるX₁₇及びX₁₆については、同年入社者のうち部長及び部長同等職以上に昇格し

ている者が過半数に満たないところから、X₁₇及びX₁₆は差別扱いを受けているとは認められない。また、4月現在においても10月現在と同様であり、X₁₅は、差別扱いを受けているものと認められるが、X₁₇及びX₁₆は、差別扱いを受けているものとは認められない。

ケ 10月現在、X₁₉は課長であるが、同年入社者の過半数が部次長以上に昇格しているところから、X₁₉は、差別扱いを受けているものと認められる。しかし、部次長であるX₁₈、X₂₀及びX₂₁については、同年入社者のうち部長及び部長同等職以上に昇格している者が過半数に満たないところから、X₁₈、X₂₀及びX₂₁は差別扱いを受けているとは認められない。また、4月現在、X₁₉、X₁₈、X₂₀及びX₂₁は、部次長であり、同年入社者のうち部長及び部長同等職以上に昇格している者が過半数に満たないところからX₁₉、X₁₈、X₂₀及びX₂₁は、差別扱いを受けているとは認められない。

コ 10月現在及び4月現在、X₂₂は部次長であり、同年入社者の過半数も部次長以下であるところから、X₂₂は、差別扱いを受けているとは認められない。

サ 10月現在及び4月現在、X₂₃は部次長であり、同年入社者の過半数も部次長以下であるところから、X₂₃は、差別扱いを受けているとは認められない。

シ 10月現在及び4月現在、X₂₄は課長であるが、同年入社者の過半数が、10月現在部次長以上に、更に、4月現在部長及び部長同等職以上に昇格しているところから、X₂₄は、差別扱いを受けているものと認められる。

ス 10月現在及び4月現在、X₂₆及びX₂₅は課長であり、X₂₇及びX₂₈は部次長であるが、いずれの時点においても同年入社者の過半数が部長及び部長同等職以上に昇格しているところから、X₂₆、X₂₅、X₂₇及びX₂₈は、差別扱いを受けているものと認められる。

セ X₂₉は、10月現在課長であり、4月現在部次長であるが、いずれの時点においても同年入社者の過半数が部長及び部長同等職以上に昇格しているところから、X₂₉は、差別扱いを受けているものと認められる。

(6) 申立人らの勤務状態は、少なくとも中程度であることは前記(4)で判断したとおりであるにもかかわらず、前記(5)で判断したとおり、X₂ら15人は差別扱いを受けている。したがって、X₂ら15人が差別扱いを受けるには特段の事情がなければならない。しかるに、会社は、特段の事情につき何ら主張及び疎明をしていない。また、一方、第1、2で認定した事実から、会社が組合を嫌悪していることが推認できること並びに第1、6で認定したとおり、X₂ら15人は、組合の役員及び委員若しくはこれらの経験者又は活動家であり、更に、会社からの脱退勧誘を拒否している者も散見されることを考え併せると、会社のX₂ら15人に対する差別扱いは、同人らが組合の組合員であること若しくは同人らの組合活動を嫌悪したが故の不利益取扱いと判断するのが相当であり、これは労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

X₁、X₄、X₁₀、X₁₁、X₉、X₈、X₁₄、X₁₇、X₁₆、X₁₈、X₂₀、X₂₁、X₂₂及びX₂₃については、前記(5)で判断したとおり、差別扱いがあると認めることは困難である。

2 救済方法

(1) 申立人らは、「救済目録内容」において、X₁及びX₅を除く27人に関する昭和50年4月1日現在での救済を求める職分を記載していない。しかしながら、申立人らの意思は原状回復のため早い時期での昇格を求めているところにあると判断するのが相当であり、また、昭和50年4月1日現在での疎明も行われているのであるから、同時点での救済を命じても何ら差し支えないというべきである。

(2) 第1、1、(3)で認定したとおり、会社は、本件申立て後の昭和51年10月1日付でX₄を主任から一挙に2階級上位の部次長に昇格させているが、昭和50年3月以前における会社の昇格人事は、1階級上位への昇格に限られており、2階級上位への昇格を発令した例がない。したがって、申立人らが昭和49年10月1日及び同50年4月1日の昇格人事において、不利益取扱いがなければ昇格し得た職分は、申立人らの1階級上位の職分である。申立人らを1階級上位の職分へ昇格させなかった会社の行為が、不当労働行為と判断されるのであるから、不当労働行為の原状回復のための措置としては、1階級上位の職分に昇格を命ずるのが相当であると判断する。

(3) 会社における昇格は、毎年2回4月1日付及び10月1日付で行われており、また、救済の時期及び昇格については、前記(1)及び(2)で判断したとおりであるから、10月現在で、X₃及びX₅を主任に、X₇、X₁₃及びX₁₂を課長に、X₁₅、X₁₉、X₂₄、X₂₆、X₂₅及びX₂₉を部次長に、X₂₇及びX₂₈を部長待遇に、また、4月現在で、X₂を主任に、X₆を課長に、X₂₄、X₂₆、X₂₅及びX₂₉を部長待遇にそれぞれ昇格させるのが相当である。

(4) 新聞労連及び組合は、誓約書の掲示を求めているが、主文第4項のとおり命ずることによって救済の目的を達し得るものと判断される。

以上の判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

昭和52年9月10日

愛知県地方労働委員会

会長 中 浜 虎 一